

令和8年2月13日
上天草・宇城水道企業団 総務係

契約関係書類・請求書等の押印省略について

1 押印省略について

令和8年4月1日から、当企業団に提出される契約関係書類・請求書等について、押印の省略と電子メールでの提出ができるようになります。

2 対象書類

令和8年4月1日以降に提出する次の書類

- ・見積、納品、請求書
- ・契約関係書類（入札・契約～工事（業務委託）完了までの一連の書類）

※入札書、契約書、委任状及びその他法令や契約等により押印や書面による提出が定められているものは対象ではありません。

※必ず日付を記載してください。

※請求書等の宛名は、「上天草・宇城水道企業団 企業長 ○○ ○○」と必ず記載してください。

3 電子メールで送付する場合

- ・押印の有無にかかわらず、電子メールでの提出が可能です。

ただし、納品書は、電子メールでの提出はできません。

- ・送付先メールアドレスは、担当者に確認してください。
- ・書類のデータはPDF形式の添付ファイルとしてください。

4 その他留意事項

・押印を省略された書類について、必要に応じて電話等により内容を確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

・押印を省略した場合は、訂正印での書類の訂正はできません。差し替えでの対応となります。

・旧様式（書類に「印」の記載があるもの）を使用する場合でも令和8年4月1日以降に提出する際は押印を省略できます。

・この取扱いは、押印の省略を義務付けるものではありません。押印された書類は従前どおり取扱います。

【問い合わせ先】

上天草・宇城水道企業団 総務係
0964-22-6733